

議案第4号「羽曳野市長等及び職員のハラスメントの防止等に関する条例の制定について」 正誤表

下記のとおり訂正いたします。

正	(苦情相談処理委員会) 第7条 1～3 省略 4 委員は、市長が任命する。 5 省略
誤	(苦情相談処理委員会) 第7条 1～3 省略 4 委員は、<u>職員のうちから</u>市長が任命する。 5 省略